

9 幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育て支援と教育の充実

幼児教育・保育の無償化や、待機児童対策等の幼児教育・保育の量の拡大や質の向上、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むための教育環境の改善など、子ども・子育て支援と教育の充実のため次のとおり求めます。

提案・要望事項

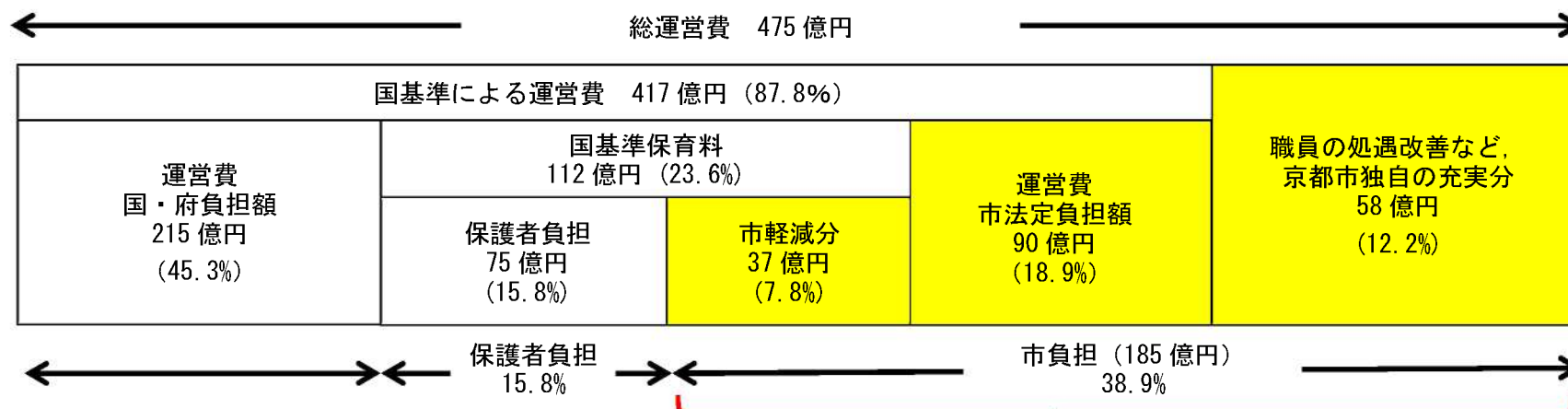
- (1) 国の責任における幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育て支援と教育の充実
- (2) 安心安全な質の高い保育を行うために、京都市独自に改善している職員配置基準及び職員処遇を踏まえた十分な財政支援
- (3) 待機児童解消や保育環境改善のための保育所・認定こども園等の整備に対する、十分な財政支援及び運用の改善
- (4) 学校における教員の働き方改革に向けた、人員配置の促進に対する財政措置
 - ・ 教員が子どもと向き合う時間を確保するための教職員定数の改善
 - ・ スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員の配置促進に向けた財源確保
- (5) 小学校2年生の35人学級の早期法制化や、独自予算による先行実施の自治体に対する財政上の不均衡の解消

(内閣府，文部科学省，厚生労働省)

京都市独自に改善している職員配置基準及び職員処遇を踏まえた十分な財政支援

本市の取組

質の高い保育を提供するため、独自の配置基準により保育士等を手厚く配置



(保育所における配置基準)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国	3:1	6:1		20:1※	30:1	
市	3:1	5:1※	6:1	15:1	20:1	25:1

※3歳児配置改善加算(15:1), 1歳6箇月未満児に係る加配あり(4:1)

国基準を上回る 保育士配置基準や職員処遇の改善等により保育環境を充実

しかし、保育の質の向上や保育士の確保は全国的な課題であり、国における抜本的な対策が不可欠

要望

児童年齢に応じた適切な保育所職員配置基準の設定と、本市の職員処遇を踏まえた十分な財政支援が必要！

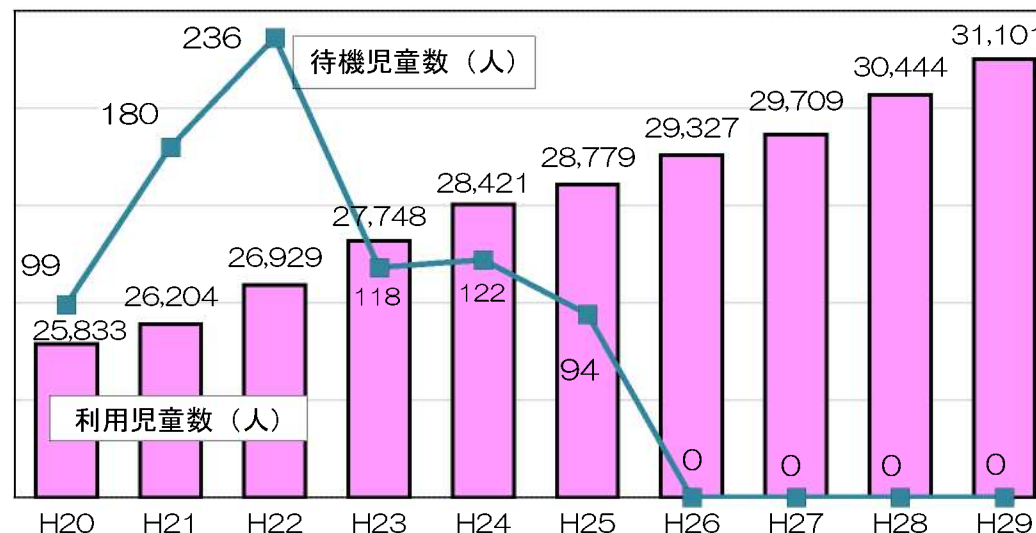
さらに、子ども・子育て支援新制度施行後、保育施設の事務処理負担が増加しており、保育へ注力するための、給付費等制度の簡素化・事務処理の効率化が必要

待機児童解消のための保育所・認定こども園等の整備

現状

保育所の新設・増改築などにより、
児童受入枠を拡大し、国定義での
4年連続待機児童ゼロを達成

今後も保育需要の増大が見込まれ、
引き続き対応が必要だが…



課題

- ① 国は「子育て安心プラン」に基づき、平成30年度から保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図るとしているが、平成29年度は認定こども園施設整備交付金(幼稚園部分に対する補助)の補助割れが発生する見込みであり、今後、保育所等の整備を進めるためには、国による十分な財源の確保が必要。
- ② 幼稚園型認定こども園の(保育所部分)整備に係る費用の市負担割合が高い。
- ③ 小規模保育事業の改修に係る補助金のスケジュールが示されておらず、迅速な対応ができない。
- ④ 特に市内中心区では土地取得価格が高騰し、整備の実現が困難。

要望

- ① 保育所・認定こども園等整備に係る国による十分な財政措置
- ② 交付金、補助金の充実
- ③ 交付金、補助金の年度途中の柔軟な運用
- ④ 国による保育所用地取得補助金の創設

が必要！

教員の働き方改革に向けた、人員配置の促進に対する財政措置

本市学校現場の現状

- 文部科学省が行った勤務実態調査の結果同様、本市独自の調査でも、小学校で約3割、中学校で約6割の教員が月80時間を超える時間外勤務を行っており、極めて多忙な状況が見られた。
- このため、勤務時間の大半を占める授業や授業準備、部活動（中学校）における教員の負担を軽減する必要がある。

本市独自の取組

- 教員の配置においては、本市独自予算による小学校2年生での35人学級・中学生3年生での30人学級の実施をはじめ、小学校専科教育の非常勤講師の配置、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の試行配置等、これまで先進的に取り組んできた。

課題

本市独自の取組だけでは限界があり、
更なる取組の推進には国の支援が必要

要望

- 教員の一人当たりの授業時数や児童生徒数を減らすための、教職員定数の抜本的な改善
- 教員が本来の仕事に専念できるよう、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の人員配置の拡充

効果

- 教員が子どもと十分に向き合える時間の確保
- 心身共に健康でいきいきと働くことができる環境整備



小学校2年生の35人学級の早期法制化等

本市の状況

- 平成15年度から小1，平成16年度から小2の35人学級を独自予算で先行して実施
- 小1については、平成23年度の法制化で35人学級が実現している一方、小2については国の加配措置が始まった平成24年度以降も、先行実施していた自治体には加配措置がされておらず、本市においても実施に必要な加配は現在も措置されていない。
- そのため、本市では毎年1.5億円程度の負担が発生しており、他自治体との不均衡が生じている。
※ 平成29年度は、小2の35人学級実施のため、38人を独自措置

要望

小・中学校の学級編制基準の改定が必要であり、特に、小学校2年生における35人学級の早期法制化が必要

法制化が困難な場合は…

小学校2年生における35人学級を独自予算で先行実施していた自治体に対する、他自治体と同様の加配措置（財政上の不均衡の解消）が必要